

授 業 科目名	契約法Ⅰ	※選 択	開講年次	2	単位数	2
科目区分	専門科目					
サブ タイトル	契約法総則(契約総論)のルールとしくみを学ぶ	担当者	関 義央			
講義概要	<p>【概要】 民法において代表的な債権発生原因である「契約」の中でも講学上「契約総論」と呼ばれる部分(民法521～548条の契約法総則)について、その基本的なルールとしくみを、判例を重視しつつ学んで行く。</p> <p>【到達目標】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 契約総論の基本的なルールとしくみについて理解し、他者に説明できるだけの能力を取得する。 2. 裁判で実際に問題となった事例をもとに、法の実際の適用について理解する。 					
履修条件	民法概論、民法総則Ⅰ・Ⅱを履修済み、または並行履修することが望ましい(絶対条件ではない)。引き続き契約法Ⅱも履修すること。					
教科書・ 参考書	<p>【教科書】藤岡康宏ほか「民法Ⅳ—債権各論〔第3版補訂〕」(有斐閣、2009年) 平成23年版の小型六法(出版社は問わない。判例付きでなくてもよい)</p> <p>【参考書】必要に応じて授業中に指示する。</p>					
授業回数	内容					
1	ガイダンス					
2	契約の基礎					
3	契約前の責任					
4	契約締結後の事情変更					
5	契約の方式と要素					
6	隔地者間の契約					
7	給付の原始的不能					
8	同時履行の抗弁権					
9	不安の抗弁権					
10	危険負担					
11	第三者のためにする契約					
12	契約の解除					
13	解除の要件					
14	解除権の消滅					
15	解除の効果					
評価方法	主に授業内での小テストの成績により評価するが、レポートを課す場合もある。詳細は第1回の講義で説明する。					
評価基準	上記授業単元の内容について、概略を理解した者については「C」とし、その背景や理由等も理解した者については「B」、さらに、主要な学説や判例を理解し、自己の見解を適切に表現できた者については「A」とする。単元の内容についての理解が不十分な者についてはその程度に応じて「D」または「E」とする。					
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話は電源を切るか、マナーモードにすること。 ・私語は厳禁。 <p>※Eカリキュラム(経営法コース)の学生は選択必修科目</p>					